船橋市教育委員会会議８月定例会会議録

１．日　　時　　令和　８年　８月２０日（木）
開　会　　午後　２時００分
閉　会　　午後　３時２４分

２．場　　所　　教育委員室

３．出席委員

教　育　長	松　本　　淳
教育長職務代理者	小　島　千　鶴
委　　員	朝　倉　暁　生
委　　員	蓮　池　政　貴
委　　員	大　塚　佳　子

４．出席職員

教育次長	小　栗　俊　一
管理部長	鈴　木　寿　雄
学校教育部長	長谷川　　右
生涯学習部長	鈴　木　靖　弘
教育総務課長	醍　醐　紀　子
施設課長	髙　　誠　司
学務課長	山　﨑　貴　光
指導課長	内　野　義　孝
指導課長補佐	大久保　　徹
保健体育課長	大　橋　一　樹
総合教育センター所長	和　久　貴　子
教育支援室長	金　子　勝　一
市立船橋高校校長	近　藤　義　行
市立船橋高校事務長	廣　澤　恵　美
文化課長	板　松　美　保
青少年課長	由　良　公　伸
生涯スポーツ課長補佐	三　橋　康　志
中央公民館長	加　藤　宏　之
西図書館長	柴　山　和香子
市民文化ホール館長	岸　　直　人
郷土資料館長	高　橋　恭　子

５．議 題

第１　前回会議録の承認

第２　議決事項

議案第３５号　船橋市立船橋高等学校の教育職員の特別休暇に関する規則の一部を改正する規則について

議案第３６号　令和９年度船橋市立小・中学校使用教科用図書並びに船橋市立特別支援学校及び船橋市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について

議案第３７号　令和９年度船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の採択について

議案第３８号　令和８年第３回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

議案第３９号　令和８年第３回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

議案第４０号　令和８年第３回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

議案第４１号　令和８年第３回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

議案第４２号　令和８年第３回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

議案第４３号　令和８年第３回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

議案第４４号　令和８年第３回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

議案第４５号　令和８年第３回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

第３　報告事項

（１）　令和８年度第６２回船橋市中学校総合体育大会結果

（２）　船橋特別支援学校スクールバスアプリ導入

（３）　全国大会の出場・結果報告について

（４）　第１３回ふなばしミュージックストリート

（５）　縄文大学

（６）　令和８年第３回船橋市議会定例会へ提出予定の議案等に関する説明について

（７）　審査請求の却下について

（８）　その他

６．議事の内容

【教育長】

それでは、ただいまから教育委員会会議８月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録の承認につきましてお諮りいたします。

７月１６日に開催いたしました教育委員会会議７月定例会の会議録をお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、当該会議録につきましては承認いたします。

それでは、議事に入りますが、本日の案件は、議案第３５号から第４５号の議案１１件、報告事項（１）から（８）の報告事項８件です。

議案第３８号から第４５号及び報告事項（６）につきましては、教育委員会会議規則第１２条第１項第４号に、報告事項（７）につきましては、同規則第１２条第１項第２号に該当しますので、非公開といたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

はじめに、議案第３５号について、学務課、説明願います。

【学務課長】

議案第３５号「船橋市立船橋高等学校の教育職員の特別休暇に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

本冊５ページから６ページをご覧ください。

本規則については、船橋高等学校の教育職員が取得することのできる特別休暇について、必要な事項を定めたものとなっております。

これまで職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等となり官公署へ出頭する場合には、休暇請求の手続を行うことで勤務しないことが認められていましたが、被害者参加人として官公署に出頭する場合については、特別休暇の対象外とされていました。

このたび、国の第５次犯罪被害者等基本計画において、犯罪被害者等の雇用の安定に関する施策として、犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の周知や検討を行うよう盛り込まれたことを踏まえ、被害者参加人の裁判対応に伴う負担軽減を図るため、被害者参加人として官公署に出頭する場合も、特別休暇の対象に追加するものでございます。

【教育長】
ただいま説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

（各委員意見、質問なし。）

それでは、議案第３５号「船橋市立船橋高等学校の教育職員の特別休暇に関する規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。
ご異議ございませんか。

【各委員】
異議なし。

【教育長】
異議なしと認めます。
議案第３５号については原案どおり可決いたしました。
続きまして、議案第３６号について、指導課、説明願います。

【指導課長】
議案第３６号「令和９年度船橋市立小・中学校使用教科用図書並びに船橋市立特別支援学校及び船橋市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について」ご説明をいたします。
令和９年度に船橋市立小・中学校並びに特別支援学校小学部・中学部及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書を採択するに当たり、船橋市教育委員会組織規則第３条第１５号の規定に基づき、教育委員会会議において議決を得る必要があるため、本議案を提出いたします。
令和８年６月１日付千葉県教育委員会教育長発通知、義務教育諸学校における令和９年度使用教科用図書の採択についてにより、以下の指導及び助言がございました。
令和９年度において、１、小学校用教科用図書については、学校教育法等の一部を改正する法律による改正後の学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書を使用する場合を除き、基本的に令和８年度と同一の教科用図書を採択しなければならないこ

と。２、中学校用教科用図書については、附則９条図書を使用する場合を除き、基本的に令和８年度と同一の教科用図書を採択しなければならないこと。３、特別支援学校の小学部については、附則９条図書を除き、基本的に令和８年度と同一の教科用図書を採択しなければならないこと。４、特別支援学校の中学部については、附則９条図書を除き、基本的に令和８年度と同一の教科用図書を採択しなければならないこと。５、附則９条図書の採択については、千葉県教育委員会の作成した選定資料を生かし、児童・生徒用の教科の主たる教材として教育目標を達成する上で、適切な図書を採択することとなっております。

次に、教科用図書採択の公正確保についてです。

１つ目として、教科用図書選定に関わる委員、または調査員等の選任に当たっては、特定の教科書発行者と関係を有する者が関与することのないように留意すること。２つ目、教科書発行者に限らず外部からの働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正な採択を行うこと。教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに当たっては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めておくこと。外部からの不当な働きかけにより公正確保に関し問題が生じていると考えられる場合には、適切な措置を講ずるとともに、速やかに千葉県教育委員会に報告すること。３つ目です。十分な審議や調査・研究を経ずにこれまでの慣例のみによって決定されたり、事実上一部の特定の教員のみによって決定されたりするなど、採択権者の責任が不明確になることがないよう採択手続の適正化に努めること。そのほか教科書の採択に関する情報の積極的な公表に努めること。教育委員会の教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、吟味する環境を整えること。主な指導及び助言の内容は以上でございます。

これらを踏まえ、本年度教育委員の皆様に採択についてのご審議をお願いするのは、令和９年度使用の「特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書」について、となります。

なお、その他の小学校及び中学校用の教科書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１４条により、昨年度採択したものと同じ教科書を採択していただくことになりますので、はじめにそちらの採択をお願いいたします。

【教育長】

それでは、ただいま事務局から説明がございました。

本冊の９ページと１０ページ、小学校が９ページ、それから中学校が１０ページになります。

別表の１、２に掲載の教科用図書、県の指導もあるということで、継続採択するというものでございますが、ご異議ございませんか。

【各委員】
異議なし。

【教育長】
異議なしと認めます。
小学校、中学校教科用図書は、全種目において令和８年度と同一の教科用図書を採択することといたします。
続きまして、特別支援学校及び特別支援学級用の教科用図書の選定結果について、指導課、説明願います。

【指導課長】
本年度採択についてご審議をお願いする特別支援学校及び特別支援学級教科用図書についてご説明いたします。
１１ページから１４ページの別表３が、本年度使用の特別支援学校教科用図書の一覧でございます。
１５ページの別表４の１が、特別支援学校及び特別支援学級用に新たに選定された図書でございます。
各教科書の調査・研究の結果は、委員の皆様及び傍聴席の皆様にお配りしてあります令和９年度使用教科用図書選定資料にございますので、そちらをご覧ください。
では、この後、令和９年度使用の特別支援学校及び特別支援学級教科用図書の選定につきまして、船橋市教科用図書選定委員会委員長である学校教育部長より、ご報告させていただきます。
なお、各教科書についてのご質問につきましては、教育支援室長がお答えいたします。

【学校教育部長】
それでは、令和９年度使用の特別支援学校及び特別支援学級教科用図書の選定につきまして、ご報告いたします。
はじめに、本日の報告に至るまでの経緯についてご説明いたします。
令和８年３月の教育委員会会議定例会において、令和９年度船橋市教科用図書選定委員会設置要綱及び専門調査員数についてご承認いただき、４月の教育委員会会議定例会において選定委員会委員についてご承認をいただきました。このことを受け、５月１１日、第１回船橋市教科用図書選定委員会を開催し、令和９年度使用の附則９条図書について調査・研究をするため、専門調査委員会を設置いたしました。
専門調査員は、教育に対して豊富な経験を有し、各教科の教科用図書について識見を有する教職員でございます。調査・研究に当たっては、県教育委員会が示した基本的な４観点である、「内容」、「組織・配列」、「表現」、「造本」について考慮をいたし

ました。

７月６日には第２回選定委員会を開催し、専門調査員から、調査報告と質疑を行い、その結果を基に、令和９年度使用の特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書について協議し、選定をいたしました。

【教育長】

それでは、特別支援教育の教科用図書の審議に移りますので、教科用図書選定委員会から説明願います。

【学校教育部長】

特別支援学校及び特別支援学級の教科用図書附則９条本の選定結果について報告いたします。

まず、特別支援学校・特別支援学級の教科用図書につきまして、簡単に説明させていただきます。

特別支援学校及び特別支援学級では、３種類の教科書から児童・生徒一人一人の実態に合わせて選定できることとなっております。

１つ目は文部科学省の検定済教科書、２つ目は文部科学省著作の特別支援学校用教科書、いわゆる星本、３つ目は学校教育法附則９条の規定による一般図書です。

今回、選定委員会では学校教育法附則９条の規定による一般図書３冊を選定いたしました。

１７ページ、令和９年度使用教科用図書調査報告書に詳細な報告を掲載してございます。

専門調査員の報告、質疑の中から３冊それぞれの特徴についてご報告させていただきます。

まず１冊目は、算数・数学の「スーパータイルのさんすう　らくらく算数ブック１」です。食べ物や文房具など、子どもたちにとって身近な題材が多く使われており、数の概念を理解しやすい工夫がされています。ページごとに学習内容が１つに絞られ、大きなイラストやタイル図を使って数の基礎から２桁の計算まで、丁寧に学べる点が魅力です。かわいい動物キャラクターが、分かりやすい言葉でヒントを教えてくれるので、子どもたちも自発的に進めたくなる工夫がなされております。

基礎的な問題も豊富で、繰り返し学べるようになっております。また、ユニバーサルデザインの視点からも、平仮名を多く使った丁寧な解説や、シンプルで目に優しい淡い色合いのイラストなど、誰もが安心して学べる工夫がされております。

さらに、使いやすさについても、机の上で開きやすく、良好な紙質で、直接しっかりと書き込むことができます。軽くて扱いやすいサイズ感にもなっております。

２冊目は、生活・社会の記号とマーク・クイズ図鑑です。身近な記号やマークが４つ

の分野に分類されており、その目的や意味がとても分かりやすく説明されております。子どもたちの身近な記号やマークが多く取り上げられているだけでなく、クイズ形式で遊びながら学べる工夫や、他教科、日常生活などでも活用できる内容になっております。

また、索引ページもついているので、興味・関心があることについて、自ら調べ、学ぶこともできます。

また、難しい漢字の読み方には振り仮名がつけられていることに加え、白を基調とした背景に鮮明な色彩を用い、分野ごとに色分けするなど、誰もが見やすく学びやすいデザインになっております。

さらに丈夫な紙質や、扱いやすいサイズ感など、使いやすさにも配慮されております。

３冊目は、職業・家庭の「ひとりだちするための進路学習」です。自分自身のことについて、理解する自己理解から、社会人になるまで、さらには社会人になってからの生活まで、必要な内容が系統的にまとめられており、卒業後の生活に直結する情報が分かりやすく解説されております。

各項目は問いかけ形式で展開され、生徒が自分のこととして考えやすく、主体的に取り組める構成となっております。

また、漢字に振り仮名がつけられているほか、実生活を想定した豊富なイラストや、直接書き込みやすい広い記入欄など、誰もが学びやすいユニバーサルデザインの視点から構成されております。

巻末には、指導者向けの解説もあり、経験の少ない教師でも活用しやすい構成となっております。

さらに汚れにくい表紙加工や、丈夫な紙質、扱いやすいサイズなど、使いやすさにも配慮されております。

以上の理由により、３冊全てが推薦するにふさわしいと考え、選定したところでございます。

【教育長】

ただいま特別支援教育の教科用図書について説明がございました。

何かご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

【小島委員】

「スーパータイルのさんすう　らくらく算数ブック１」は、直接記入ができるとありますけれども、実際は直接書くような使い方にするのか、あるいはコピーして使うのか、どのような想定でしょうか。

【教育支援室長】
直接書き込むと一度きりの使用となってしまいますので、繰り返し使いたい場合は、コピーをしてその都度使用することもできると思います。

【教育長】
そのほかご質問、ご意見ございますでしょうか。

【小島委員】
同じ「スーパータイルのさんすう　らくらく算数ブック１」について、２色刷りですが色覚について配慮はされているのでしょうか。

【教育支援室長】
色の見え方には個人差があり、使いにくさを感じる児童がいることも考えられます。
その点も踏まえて、使用するかどうかを検討し、選択活用していくことになります。

【教育長】
支援が必要な児童・生徒が使う教科書ということで、先ほども話があったかと思いますが、児童・生徒に合った教科書を使うとは、一人一人が異なる教科書を使用するということでしょうか。

【教育支援室長】
児童・生徒一人一人の実態に応じてそれぞれ異なる教科書を選択することができます。同じ学年であっても、児童・生徒一人一人に適した教科書を使用することが可能となります。

【教育長】
そのほかご質問、ご意見ございますでしょうか。

【朝倉委員】
３冊目の「ひとりだちするための進路学習」というテキストなのですが、ひとりだちというキーワードが、その親御さんとか学校から切り離されるような、重たいイメージに取られてしまうかなと感じたのですが、特別支援教育の中で、ひとりだちの支援というのを現在どのように進めているのか教えていただけますでしょうか。

【教育支援室長】
特別支援学校における進路指導では、社会的な自立を目指す子と、福祉とのつながりが必要な子がいます。今回この本が採択された場合、選べる枠に入るということになります。この教科書を学校で使うかどうかにつきましては、その児童・生徒に応じて検討することとなります。

【教育長】
そのほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【大塚委員】
個々で別々の教科書を使用するというのは、先生はそれぞれ回って見る感じなのですか。自習みたいな形になるのかなと思ったのですけれども、教えてください。

【教育支援室長】
教科書は、それぞれの子に合った教科書を使いますので、同じ時間であっても、別々の教科書を使って学習することが想定されます。

【教育長】
そのほかいかがでしょうか。

（各委員意見、質問なし。）

それでは、特別支援教育の教科用図書について採択をしたいと思います。
本年度追加分を含む学校教育法附則第９条の規定による一般図書及び文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を採択するものとしてよろしいでしょうか。

【各委員】
異議なし。

【教育長】
異議なしと認めます。
令和９年度市立特別支援学校及び小・中学校特別支援学級において使用する教科用図書として、本年度追加分を含む学校教育法附則第９条の規定による一般図書及び文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を採択いたします。
以上をもちまして、議案第３６号「令和９年度船橋市立小・中学校使用教科用図書並びに船橋市立特別支援学校及び船橋市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択

について」は、それぞれの教科用図書について採択を終了し、可決されました。

続きまして、議案第３７号について、指導課、説明願います。

【指導課長】

議案第３７号「令和９年度船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の採択について」ご説明いたします。

本冊の２５ページからになります。

令和９年度に船橋市立船橋高等学校で使用する教科用図書を採択するに当たり、船橋市教育委員会組織規則第３条第１５号及び船橋市立高等学校管理規則第１５条の規定に基づき、議決を得る必要があるため、本議案を提出いたします。

内容につきましては、この後、船橋市立船橋高等学校教科用図書選定委員長の市立船橋高等学校長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】

選定結果について、市立船橋高等学校長、説明願います。

【市立船橋高校校長】

船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の選定につきまして、概要をご説明いたします。

本校は、普通科、商業科、体育科の３学科を有し、さらに普通科では、文系、理系、国際教養、α類型の４コースの教育課程を設定し、きめ細かい指導を行っているため、６２冊という数になっております。

本日までの選定の経過について申し上げます。

まず、５月に教科主任を中心とした教科書研究会を開くよう依頼しました。教科書研究会においては、学習指導要領に示されている知識及び技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力、人間性の３つの柱をバランスよく総合的に育むことを目的とした教科書を選定しています。

令和９年度使用教科書において、新しく選定した教科書は７冊ございます。

まず、論理国語、総合国語Ⅰでは、第一学習社の「高等学校　改訂版　論理国語」を選定しております。本教科書は、現代社会の諸課題について考える教材が充実しており、生徒の幅広い視野や思考力を育むことができる内容となっております。

次に、総合国語Ⅰでは、東京書籍の「精選文学国語」を選定しております。この教科書は、小説や近代以降の文語文まで幅広い教材を掲載しており、生徒の読解力や創造力、表現を的確に読み取る力を育成するのに適した内容となっております。

次に、古典探求では、三省堂の「精選　古典探求　古文編　改訂版」、「漢文編　改訂版」を選定しております。本教科書は、分冊かつ２部構成をなっており、古典探求及びその後の学習まで見据えた２年間の指導に適した構成となっております。また、基礎

的な内容から発展的な内容まで段階的に学ぶことができ、入試を意識した教材も掲載されております。

次に、歴史総合では、帝国書院の「明解　歴史総合」を選定しております。本教科書は、歴史の流れを時系列で学びながら、学習指導要領に示されたテーマに沿った理解を深めることができる構成になっております。図版や写真、資料が豊富に掲載されていることから、歴史的な見方や考え方を養うとともに、思考力・判断力・表現力の育成にも効果的であると考えております。

次に、日本史探究では、実教出版の「精選日本史探究　新訂版」を選定しております。本教科書は、全編にわたり見開き１ページでコンパクトにまとめられています。また、各編の冒頭に仮説、最後にまとめの特集があり、生徒に探究学習を促しやすい構成となっております。

次に、政治経済では、第一学習社の「高等学校　新訂版　政治・経済」を選定しております。この教科書は、１年次で履修した公共を学んだ内容を振り返りながら、政治・経済の学習へと発展的につながる構成となっており、生徒が見通しを持って学習を進めることができると考えております。

最後に倫理では、第一学習社の「高等学校　新訂版　倫理」を選定しております。本教科書は、問いを基に学習を進め、さらに課題探究へと発展させる構成となっており、知識や技能の習得だけでなく、思考力・判断力・表現力の育成にもつながります。

各教科で数回の教科書研究会を実施した後、６月５日に保護者代表２名を含めた教科書選定委員会を開催し、選定趣旨の説明を行い、了承を得たことから、来年度は資料のとおりの教科書を選定することとしました。

【教育長】

ただいま船橋市立船橋高等学校使用教科用図書について説明がございました。

何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【朝倉委員】

社会の教科書を中心に二次元コードですとかネットの資料が多く掲載されていて、恐らく自宅学習を想定したものだと思うのですが、実際自宅学習の場面で、どのように活用されているのでしょうか。

【市立船橋高校校長】

社会科の教科書に掲載されている二次元コードやインターネット上の関連資料につきましては、自宅で復習を行う際に活用します。一方で、これらの教材は自宅学習での活用に加え、授業中にも学習内容の理解を深めるために使用する場面が多くございます。

【教育長】
次期学習指導要領が今後変わるということで、様々な勉強会があるのですが、よく言われているのがデジタルを使った教科書、デジタル教科書という言い方をするのですが、今後はデジタル教科書を意識して選定するということでよろしいのでしょうか。

【市立船橋高校校長】
今回の教科書選定に当たりましては、将来的なデジタル教科書の導入を前提とするものではありませんが、まずは現在の生徒にとって分かりやすく、学習効果を高めることができる教科書であるかという観点を重視して、選定しております。
デジタル教科書の活用については、今後の教育環境や制度の動向を踏まえながら、次回以降の教科書選定の中で検討してまいります。

【教育長】
もう一点、日本史探究について、同じ学校で同じ教科で違う教科書を使うというのは、違和感があるのですが、学科の実態に応じて選定したということでしょうか。

【市立船橋高校校長】
日本史探究の教科書につきましては、各学科の進路の実態を踏まえて選定しております。普通科におきましては、大学入試における一般選抜も視野に入れ、より詳細な学習内容や発展的な事項が掲載されている教科書を選定しております。一方、体育科におきましては、資料や図表が豊富で、生徒が視覚的に理解しやすい内容となっている教科書を選定しております。

【教育長】
そのほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

【小島委員】
論理国語の教科書について、レポートや小論文等書く単元があり、今の大学入試でも必要な能力と聞いております。とても大事な課題だと思っていますので、教科書としてとても適切と思いました。

【教育長】
何かほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【蓮池委員】
本冊の２７ページの４番、５番に同じ普通科、商業科、体育科で２年というふうに明記されていますが、発行者の違う２冊の教科書を使うという解釈でよろしいでしょうか。
また、国語が東京書籍に変わった理由も教えてください。
【市立船橋高校校長】
資料の４番及び５番に掲載しております教科書につきましては、２冊を併用して活用いたします。
次に、国語の教科書につきましては、国語科の教員による協議・検討を行った結果、学習内容の指導のしやすさを総合的に勘案して、東京書籍の教科書がより適切であると判断したことから、設定したものでございます。

【教育長】
そのほかいかがでしょうか。

【朝倉委員】
ご選定いただいた古文・漢文について、古文・漢文は高校生にとって身近に感じにくいと感じたのですが、この教科書は、古文・漢文そのものだけでなく、それに関連する歴史的なことですとか、文法の解説等が詳しく掲載されていることなど、二次元コード等で情報提供されていて、幅広く関心を持つような内容になっているので、とても良いと思いました。

【教育長】
そのほかに何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【大塚委員】
国語の教科書なのですが、先生方はほかの教科書も見ていただいているのでしょうか。

【市立船橋高校校長】
国語の教科書の選定に当たりましては、東京書籍の教科書のみを対象にしたものではなく、ほかの発行者の教科書とも比較検討を行った上で、選定しました。また、選定に際しましては、他校から異動してきた教員の意見なども参考にして、かなり長時間の会議で精査されたものです。

【教育長】
そのほかいかがでしょうか。

【小島委員】
国語の関係でいうと、古典探究ですとか文学国語だと、教科書の定番なのかなという、私たち世代が使っていた作品もそのまま継続されているのが見受けられました。ただ、当時と違って、写真資料ですとか、カラーできれいになっていたりと関心を持たせる工夫がされていると思いますので、うまく活用して学びに生かせていただければと思います。

【教育長】
そのほかいかがでしょうか。

（各委員意見、質問なし。）

それでは、議案第３７号「令和９年度船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の採択について」を採決いたします。
全科目の教科用図書について選定委員会が選定した令和９年度選定教科書一覧のとおり採択するものとしてよろしいでしょうか。

【各委員】
異議なし。

【教育長】
異議なしと認めます。
議案第３７号「令和９年度船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の採択について」は、全科目の教科用図書について、令和９年度選定教科書一覧のとおり採択し、可決いたしました。
それでは、続きまして、議案第３８号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】
議案第３８号「令和８年第３回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」ご説明いたします。
資料は、別冊２の３ページ、５ページをご覧ください。
本件は、市長が令和８年度特別教室・特別支援学級電子黒板（北部・西部）の購入について、物品供給契約を締結する議案を作成するに当たり、意見を求められたので、ご審議いただくものでございます。
議案第３８号は、市内小学校の理科室及び中学校の理科室、音楽室に電子黒板を新規に導入し、併せて中学校の特別支援学級の電子黒板を更新する事業で、全２１０台を２

つの地区に分けた後の北部・西部に関する議案となっております。
契約金額、契約の相手方は、５ページ中段に記載のとおりでございます。
電子黒板と電子黒板に接続して使用する実物投影機一式となっております。
小学校２９校の理科室に３２台、中学校１３校の理科室に２２台、音楽室に３４台を新規導入いたします。また、中学校１１校の特別支援学級の更新として２８台を導入し、合計１１６台となります。
なお、小学校につきましては、音楽室は移設等で対応できるため、理科室のみとなっております。
また、小学校の特別支援学級用電子黒板につきましては、令和２年度の普通教室用電子黒板導入時に併せて整備しております。

【教育長】
ただいま説明がございましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【小島委員】
特別教室は、理科と音楽室に入れる予定というふうに伺いましたが、どのような活用方法が想定されているのでしょうか、

【教育総務課長】
一般的な使い方としては、授業のポイントとなる部分を投影、拡大するなど分かりやすく表示するといった使い方をしていると聞いています。

【教育長】
そのほかいかがでしょうか。

（各委員意見、質問なし。）

それでは、議案第３８号「令和８年第３回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採決いたします。
ご異議ございませんか。

【各委員】
異議なし。

【教育長】
異議なしと認めます。
続きまして、議案第３９号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】
議案第３９号「令和８年第３回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」ご説明いたします。
資料は、別冊２の９ページ、１１ページをご覧ください。
本件は、市長が令和８年度特別教室・特別支援学級電子黒板（南部・東部）の購入について、物品供給契約を締結する議案を作成するに当たり、意見を求められたので、ご審議いただくものでございます。
議案第３９号は、先ほど議案第３８号でご説明した残りの２つの地区である南部・東部に関する議案となっております。
契約金額、契約の相手方は１１ページ中段の記載のとおりでございます。こちらも電子黒板と電子黒板に接続して使用する実物投影機一式となっております。
小学校２５校の理科室に２５台、中学校の１３校の理科室に２１台、音楽室に２８台を新規に導入いたします。中学校９校の特別支援学級の更新として２０台を導入し、合計９４台となります。
なお、こちらも小学校につきましては、音楽室は移設等で対応できるため、理科室のみとなっております。
また、小学校の特別支援学級用電子黒板につきましては、令和２年度の普通教室用電子黒板導入時に併せて整備しております。

【教育長】
それでは説明がございました。
何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【大塚委員】
今後は、黒板にチョークで書くことは無くなっていき、電子にするような方向でしょうか。

【教育総務課長】
今後の大きな流れとしては、電子黒板だけで黒板がなくなってしまうというようなことではないとは思いますが、電子黒板を導入することによって、とても分かりやすい授業ができるですとか、示し方やプレゼンなどに活用されているというのは聞いておりますので、やはりデジタルと紙というのは併用で活用して、黒板へ書くことが無くなって

しまうことはないという認識でおります。

【教育長】
そのほかいかがでしょうか。

（各委員意見、質問なし。）

それでは、議案第３９号「令和８年第３回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採決いたします。
ご異議ございませんか。

【各委員】
異議なし。

【教育長】
異議なしと認めます。
議案第３９号については原案どおり可決いたしました。
続きまして、議案第４０号について、施設課、説明願います。

【施設課長】
それでは、議案第４０号についてご説明いたします。
別冊２の１５ページからをご覧ください。
こちらは、教育委員会会議５月定例会でもご説明いたしましたが、海神中学校の校舎建替工事請負契約において、新しい労務単価の適用を行う必要があります。そのための補正予算が、さきの市議会定例会において議決されましたので、次の定例会におきまして、変更契約を締結する議案でございます。
工事の内容につきましては、特に変更はございません。変更後の契約金額は、７６９万１，２００円の増額となります。
なお、以降の第４３号までの変更契約につきましても、同様の状況となります。

【教育長】
ただいま説明がございましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

（各委員意見、質問なし。）

【教育長】
それでは、議案第４０号「令和８年第３回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採決いたします。
ご異議ございませんか。

【各委員】
異議なし。

【教育長】
異議なしと認めます。
議案第４０号については原案どおり可決いたしました。
続きまして、議案第４１号について、施設課、説明願います。

【施設課長】
議案第４１号、別冊２の１９ページからになります。
こちらは、海神中学校建替工事の電気設備工事となります。
こちらの変更契約金額は、４４０万円の増額となります。

【教育長】
ただいま説明がございました。
ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

（各委員意見、質問なし。）

それでは、議案第４１号「令和８年第３回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採決いたします。
ご異議ございませんか。

【各委員】
異議なし。

【教育長】
異議なしと認めます。
議案第４１号については原案どおり可決いたしました。
続きまして、議案第４２号について、施設課、説明願います。

【施設課長】
議案第４２号、別冊２の２３ページからとなります。
こちらは、海神中学校建替工事の機械設備工事となります。
こちらの変更契約金額は、６２７万円の増額となります。

【教育長】
ただいま説明がございましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

（各委員意見、質問なし。）

それでは、議案第４２号「令和８年第３回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採決いたします。
ご異議ございませんか。

【各委員】
異議なし。

【教育長】
異議なしと認めます。
議案第４２号については、原案どおり可決いたしました。
続きまして、議案第４３号について、施設課、説明願います。

【施設課長】
議案第４３号ですが、こちらは宮本中学校の建替工事です。
こちらの変更契約金額は、３３０万円の増額となります。

【教育長】
ただいま説明がございましたが、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

（各委員意見、質問なし。）

それでは、議案第４３号「令和８年第３回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採決いたします。
ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第４３号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第４４号について、保健体育課、説明願います。

【保健体育課長】

議案第４４号、令和８年度の船橋市一般会計補正予算債務負担行為２件のご説明をさせていただきます。

資料は、別冊２の６４ページ、６５ページです。よろしくお願いいたします。

給食調理員の労働安全の確保と、安全で質の高い学校給食を提供するため、空調設備が未整備の給食室に空調設備を整備してまいります。令和８年度の当初予算において、リース方式により整備を予定していた６校については、中東情勢の影響を受けた物資調達の遅れにより、夏休み期間での設置が困難となったため、整備のスケジュールを再検討いたしました。再検討に当たっては、できるだけ早期に整備するため、事前に外回りの整備を進めておき、室内の整備を一定の期間を確保できる冬休みや春休みなどに実施するなど、整備時期を見直し、債務負担行為を変更することといたしました。

あわせて残りの７０校については、令和８年２月にＰＦＩ事業庁内検討会において、リース方式で進めることを前提としつつ、従来方式の併用による整備も検討するとの検討結果が示されたことから、工事とリースを併用し整備を進めてまいります。

整備の内訳としては、予算参考資料の下段に記載のとおり、令和１３年度の夏までにリースで４６校、工事で２４校を整備する計画としています。今回の補正予算では、先ほど説明した今年度予定の６校に加え、残りの７０校のうち来年度リースで整備をする１０校を合わせた１６校のリースに関わる債務負担行為に変更します。

１６校のリースに関わる債務負担行為の期間は令和２２年度まで、小学校と中学校を合わせた限度額は１５億２，６９３万２，０００円です。

引き続き、続いて２件目となります。６５ページをご覧ください。

事業名、学校体育活動事業費をご覧ください。

現在、自校のプールを使えなくなった小学校４校について、民間のスイミングスクール事業者に業務委託し、児童の水泳学習を行っております。これに加えて、施設課において再度点検をしたところ、令和９年度より７校の小学校で自校プールが使用できない見込みであることから、同様に民間のスイミングスクール事業者に委託するため、債務負担行為を設定するものです。委託業務は、令和９年度と１０年度の２か年で、学校の

行事予定を踏まえ、計画的に児童の水泳指導が実施できるよう、令和８年度の債務負担行為を設定するものです。

債務負担行為限度額は、７，７０４万９，０００円です。

【教育長】

ただいま説明がございましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

私のほうから一点だけ確認ですが、７校についての水泳指導の業務委託について、スイミングスクールに通うという考え方でいいのでしょうか。

【保健体育課長】

そうでございます。７校につきましては、同じくこれまでと同じように、幾つかの民間施設に通う形になります。

【教育長】

そのほかいかがでしょうか。

（各委員意見、質問なし。）

それでは、議案第４４号「令和８年第３回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第４４号につきましては原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第４５号について、管理部より順に説明願います。

【管理部長】

議案第４５号「令和８年第３回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」説明いたします。

内容は、令和７年度一般会計の決算の認定に関するものでございます。

別冊２の６７ページ、６９ページのほうをお願いいたします。

本件は、市長が令和７年度船橋市一般会計歳入歳出決算を議会の認定に付する議案を

作成するに当たり、教育に関する事務に係る部分について意見を求められたので、ご審議いただくものでございます。

資料といたしましては、７１ページから２２０ページまでが令和７年度の船橋市決算書、２２１ページから２６８ページまでが主要な施策の成果に関する説明書で、それぞれ教育に関する事務に係る部分の抜粋となっております。

最初に、私から、決算書のほうで教育費の決算の概要について説明いたします。

８６、８７ページをご覧ください。

表の中段の５５款教育費のところになります。

令和７年度の教育費の予算現額は、３４４億２６５万５，７５７円となります。これに対し支出済額は、８７ページ一番左の列になりますが、合計で３００億８，８５４万５，６９３円となります。資料には記載はございませんが、令和６年度決算額と比較すると、支出済額が約６５６万円の減となっております。減額の要因といたしまして、中学校体育館への空調設備設置完了等による体育館改修費の減額となっております。また、東部公民館の大規模改修完了等による公民館整備費等の減額が、要因として挙げられます。

一方、武道センター大規模改修工事に伴なう整備費や食材料費に係る物価高騰による影響額相当分の公費負担、第３子以降の給食費無料化等により給食費などが増額となっております。

また、小・中学校への支援員配置事業の総額や、人事院勧告等による人件費等の増額もございました。

次に、左から２番目の列、翌年度繰越額の欄をご覧ください。

教育費の不用額は、２０億８，５４４万９，７２４円です。その内容といたしましては、業務発注時の入札による差金や、例えば光熱費など当初の見込みよりも実績が少なかったものなどが積み重なった額となっております。

なお、一般会計全体の歳出は、同じく８７ページ一番左の列、支出済額の欄の一番下にございますとおり、２，５６４億６，６３２万５，７５８円となっております。

教育費の決算の概要についての説明は以上です。

次に、同じく別冊２の２２１ページをご覧ください。

２２１ページ以降は、主要な施策の成果に関する説明書となります。

この後、各所属から説明させていただきますが、２２５ページからの総務部の資料について、私から説明させていただきます。

こちらは、教育委員会内で扱うシステム関連予算、例えば２２７ページにあるデジタル採点システム導入などに係る事業費が、総務部デジタル行政推進課の総務費に含まれていることから、意見聴取の対象とされているものでございます。

私からの説明は以上となります。

続きまして、各所属から説明させていただきます。

【教育総務課長】

教育総務課から主要な施策の成果に関する説明書でご説明させていただきます。

別冊２の２３０ページをご覧ください。

朝の子供居場所づくり事業費ですが、保護者が出勤時刻に間に合わない等の理由で、子どもだけで過ごす時間ができてしまう児童に対し、学校内で安心して過ごせるよう見守り事業を実施するための委託料で、決算額は１１４万９，０００円です。令和７年度は、ここに記載のある５校で、３月２日から２１日間試行したところ、延べ利用人数は２２９人という結果でございました。

次に、２３５ページの継続事業でございます。

まず、１行目のＩＣＴ支援員派遣事業費、こちらは教員や児童・生徒への授業支援や教材の作成など、学校教育のサポートを行うＩＣＴ支援員を学校へ派遣したり、また、端末トラブル等の電話受付、作業対応を行うＧＩＧＡスクールサポーターを総合教育センター内に設置するための委託料ということで、１億6，８７６万2，０００円の決算額となっております。

次に、２行目、ＩＣＴ学習支援事業費、こちらは通信環境の整っていない生活保護及び就学援助世帯に対し、１人１台端末を活用した学習環境を提供するため、ＳＩＭつきのモバイルルーターの貸与を行ったもので、７７万2，０００円の決算額となっております。

【施設課長】

引き続きまして、資料の２３１ページが小学校費、中学校費は２３２、２３３ページ、特別支援学校費について２３４ページに記載してございます。

令和７年度につきましては、昨年度に引き続いて、船橋市公共建築物保全計画に基づきまして、老朽化した各校舎や体育館などの改修工事等を実施したほか、全ての小学校の体育館への空調設備の設置を完了しました。また、小学校においては、エレベーターを新設するための設計を行い、中学校では、校舎建て替えのための設計や先行工事を進めたほか、教室数の不足に対応するためにリースにより校舎やランチルームなどを増築いたしました。

特別支援学校でも、校舎をリースにより増築いたしました。

【学務課長】

別冊２の２３８ページをご覧ください。

上段の就学援助費についてご説明いたします。

国の物価高騰臨時交付金を活用し、物価高騰により教育費の負担が増している就学援助認定者の負担軽減を図るため、認定対象児童・生徒１人当たり１万円の臨時特別給付金を支給いたしました。小学校の決算額は１億１，６８１万１，０００円、このうち臨

時特別給付金は２，０８１万円となっております。中学校の決算額は１億７０万５，０００円、このうち臨時特別給付金は１，３４７万円となっております。

次に、同じページの下段をご覧ください。

学校運営費のうち、特別支援学校スクールバス運行業務委託についてご説明いたします。

令和７年度は、児童・生徒数の増加に伴い、朝の迎えのみを運行するＫコースを新たに増設し、１１コースの運行といたしました。契約につきまして、初年度は単年度契約を行い、その決算額は１，６７５万３，０００円となりました。

なお、令和８年度以降は、５年間の債務負担行為の契約を行い、その総額は７，８３２万６，０００円となっています。

【指導課長】

指導課の令和７年度決算についてご説明いたします。

資料、別冊２の２３９ページをご覧ください。

上段、スクールロイヤー活用事業費です。本事業は、令和２年度から開始しておりますが、７年度から新たに、特に対応が困難な事案に関して、弁護士が学校等の代理人として対応することができる代理弁護士制度を開始いたしました。

なお、７年度の実績は１件でした。

続きまして、同ページ下段、文化芸術鑑賞教室事業費は、７年度の新規事業です。家庭の経済状況に左右されることなく、児童・生徒が質の高い文化芸術を鑑賞、体験できるよう、市立小中特別支援学校６５校に、補助金を交付いたしました。

なお、６５校以外の学校は、音楽鑑賞教室事業、または文化庁補助金事業をそれぞれ実施しており、必ず１年に１回は文化芸術に触れる機会を設けております。

続きまして、２４０ページ上段、文化部活動外部指導者派遣費です。これまで運動部では外部指導者の派遣を行っておりましたが、文化部活動へ外部指導者の派遣を７年度から開始いたしました。

最後に、下段、スクールカウンセラー配置事業費です。これまで市立小学校及び高等学校に市費でスクールカウンセラーを配置しておりましたが、７年度は新たに特別支援学校にもスクールカウンセラーの配置を行いました。

なお、中学校については、県のスクールカウンセラーが配置されております。

【文化課長】

同じ別冊２、２４９ページ上段、公園協会文化振興事業補助金をご覧ください。船橋市公園協会が実施する対話型鑑賞教育事業及び美術体験講座事業に補助金を交付いたしました。対話型鑑賞教室事業の実施対象校につきましては、令和６年度２６校から令和７年度は市立小学校全校に拡大しております。

次に、下段、埋蔵文化財調査事務所整備費をご覧ください。旧金杉台中学校の校舎を埋蔵文化財調査研究センターとして活用するため、改修工事を行う費用でございます。工期は令和７年８月１９日から令和８年９月３０日までとなっており、共用開始は今年度中を予定しております。

【青少年課長】

別冊２、２５１ページご覧ください。

上段、青少年キャンプ費及び下段、津別町青少年交流事業費でございます。令和７年度より新たに両事業の参加費につきまして、体験格差の是正を目的として、住民税非課税世帯を対象として、参加者負担金を無償とする取組を行いました。参加者など詳細については、表のとおりでございます。

なお、令和８年度より財源として３月に設立した青少年健全育成基金を活用しております。併せて一般世帯の費用負担軽減を令和８年度より図っております。

【生涯スポーツ課長】

資料は、別冊２、２５６ページ上段をご覧ください。

まちかどスポーツ広場整備費でございます。

芝山まちかどスポーツ広場及び夏見町２丁目まちかどスポーツ広場を新たに開設するため、必要な整備を行いました。

続きまして、同じページの下段をご覧ください。

武道センター整備費です。

武道センターは、建築から３０年以上経過し、設備、屋根、外壁等の更新時期となっていましたことから、令和７年度に公共建築物保全計画に基づく改修及び利便性向上等の改修を実施いたしました。

【中央公民館長】

資料２５７ページをご覧ください。公民館整備費になります。

決算額は１，９５４万９，０００円になりまして、このうち４２３万１，０００円が、中央公民館大規模改修工事に係る建物借り上げ料になります。公共建築物保全計画に基づく外壁、屋上防水、消防用設備、空調設備改修等の工事契約となりまして、令和７年度から令和９年度までが全体の事業期間となります。

続きまして、下段、一般委託料、防犯カメラ設置業務委託料になります。

決算額は３０４万６，０００円となりまして、防犯カメラが設置されていない公民館に、順次設置するものでございます。

【市民文化ホール館長】
別冊２の２６５ページをご覧ください。
市民文化ホール整備費、決算額は８７１万９，０００円でございます。市民文化ホール大規模改修工事に伴なう仮事務室の建物借り上げ料として４２３万１，０００円でございます。
次に、一般委託料として大規模改修期間中のピアノ３台の保管料として、合わせて４５万２，０００円でございます。
続きまして、２６６ページ、市民文化創造館施設管理費でございます。老朽化した照明設備の改修等に要した施設修繕料として、５，１１５万円でございます。
【教育長】
ただいま説明ありましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

（各委員意見、質問なし。）

それでは、議案第４５号「令和８年第３回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採決いたします。
ご異議ございませんか。

【各委員】
異議なし。

【教育長】
異議なしと認めます。
議案第４５号については原案どおり可決いたしました。
続きまして、報告事項に入ります。
報告事項（１）から（５）につきましては、定例の報告事項であるため、説明を省略したいと思います。
何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

（各委員意見、質問なし。）

続きまして、報告事項６について、保健体育課、報告願います。

【保健体育課長】
報告事項（６）専決処分の報告についてです。
損害賠償に関わる専決処分に関し、１件の報告がございます。

資料は、別冊１となります。

概要としましては、令和８年５月１９日に、６万２，２５６円を損害賠償額として和解をする専決処分をいたしましたので、ご説明します。

まず、給食費は、親権を持つ保護者が債務者となり、婚姻が継続している状態であれば、別居していても双方の親に請求書等を送付する必要があります。相手方Ｂさんは、市内小学校にお子さんを通わせており、その給食費に未納付がありました。そこで、父母の双方に請求書を送付するよう準備しましたが、その準備を進める中で、別居している親権者ＸからのＤＶにより、支援措置を受けていることが確認されたため、納付についてＢさんに電話連絡をし、Ｂさんが納付すると回答をいただき、後日納付が確認されました。

本来、この納付を確認した時点でＸの債務データを削除する必要がありましたが、事務処理を誤り、債務データが残ったままＸに対し後日、催告書を発送してしまいました。

催告者には、児童の名前、学校名、未納付額等が記載されていたことから、Ｘにお子さんの通学する学校名と未納付額を通知することとなってしまいました。

Ｘが学校に来る可能性も考え、登下校時や保護者が来校する行事などの対応体制を整えるため、Ｂさんに生じた損害を賠償するものです。

事務処理の誤りにより、相手方のＢさんやお子さん、その他関係する多くの方に多大なるご心配やご迷惑をおかけしてしまいました。心よりおわびを申し上げたいと思います。今後このようなミスを起こすことがないよう、事務の見直しや職員の研修等を実施してまいります。

【教育長】

ただいま説明がございましたが、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

（各委員意見、質問なし。）

続きまして、報告事項（７）について、西図書館、報告願います。

報告事項（７）「審査請求の却下について」は西図書館長より報告があった。

【教育長】

それでは、続きまして、報告事項（８）その他で、何か報告したいことがある方、報告をお願いします。

（各委員、理事者報告なし。）

それでは、本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。
これで、教育委員会会議８月定例会を閉会いたします。
どうもありがとうございました。

午後　３時２４分閉会